



雄物川上流

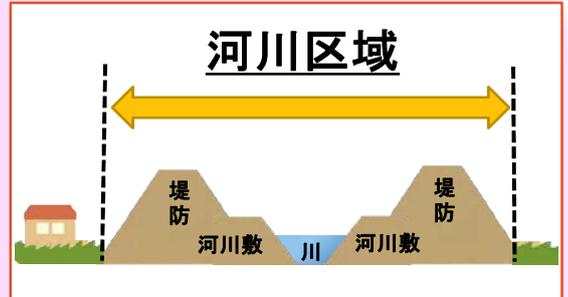
No.323 発行日 令和5年2月28日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

河川法第26条 ご存知ですか？

河川区域内では、民地（国所有以外の土地）であっても許可がなければ工作物は設置できません。

設置できない理由は、工作物は洪水時に川の流れの障害になり、川の水をさらにせき上げる危険があるためです。その結果、堤防を損壊し、氾濫する可能性があります。

河川区域内での工作物の設置等について制限する法律、洪水から皆さんを守る堤防のための法律、これが河川法第26条第1項です。



河川法の許可を受けて設置された 主な工作物・・・橋、道路、堰など

河川区域内であっても社会性、公共性等必要やむを得ない場合において、治水、利水、環境に支障が生じない工作物については許可を受けて設置が出来ます。

※治水・・・水害を防ぐこと

※利水・・・川の水を利用すること

《 橋 》



《 道路 》



《 堰 》



河川法の許可なく設置された よくある不法工作物・・・小屋など

河川管理者に許可なく河川区域内に工作物を設置することは出来ません。

⑨土地が民地であっても同様です！

河川巡視パトロールにて発見した場合、警告看板を設置いたします。

当事者は速やかにご連絡ください。

《 小屋 》



違反した場合には
罰則もあります！

河川区域内の
不法建築等として

1年以下の懲役
または
50万円以下の
罰金



編集後記

身近な川にも法律があります。
知らない方も多いのでは・・・！？
次回も河川法について
紹介したいと思います♪

十文字 かわこ